

名古屋大学附属図書館 2004年秋季特別展

# 川とともに生きてきたⅢ

- 東高木家文書にみる木曾三川流域の歴史・環境・技術 -



2004年10月29日～11月12日

名古屋大学附属図書館・附属図書館研究開発室

## 目 次

2004年秋季特別展開催にあたって.....	1
川とともに生きてきた .....	3
東高木家旧蔵の治水文書について.....	4
1 流域治水と三川分流構想 .....	6
2 宝暦治水の諸相 .....	18
3 地域間の矛盾と対応 .....	28

### 講演会 「宝暦治水」の虚像と実像

日時：10月30日（土）13:00~16:00 於 多目的室（中央図書館5階）

講師：秋山晶則（名古屋大学附属図書館研究開発室）

内倉昭文（鹿児島県歴史資料センター黎明館）

羽賀祥二（名古屋大学大学院文学研究科）

### 特別展古文書講座

日時：11月6日（土）13:00~15:00 於 多目的室（中央図書館5階）

内容：担当教員による展示史料解説

## 2004年秋季特別展開催にあたって

名古屋大学附属図書館所蔵「高木家文書」は、旧交代寄合旗本高木家に伝来した総点数10万点規模の一大古文書群であり、近世・近代を通じた政治・文化・社会に関する多彩な内容を含む中で、とりわけ木曾三川流域治水史料の宝庫として注目を集めてきました。

名古屋大学附属図書館及び同附属図書館研究開発室では、これまでの研究成果をふまえ、さらに高度な活用をめざして、高木家文書及び関連史資料の継続調査・研究を行うとともに、その成果を地域貢献活動にも活かすため、愛知県教育委員会及び岐阜県上石津町教育委員会と連携し、「木曾三川流域の歴史情報資源の調査・研究」プロジェクト（文部科学省地域貢献特別支援事業）を進めています。

今回の特別展では、上記プロジェクトで新たに調査を開始した東高木家文書（森川勝之助氏所蔵）について、その成果の一端をご紹介します。この東高木家は、前回の「川とともに生きてきた」で関係史料が初公開された北高木家と同じ高木家の分家であり、協働して木曾三川流域治水を管掌していたことが知られています。今回のプロジェクトを通じて、これら高木三家の文書群全体を認識する土台が確保できたことは、今後の研究や資料の活用にも大きな発展にもつながるものと期待されます。

この東高木家文書を含めた高木三家の文書群は、平成16年度科学研究費の措置をうけ、「高木家文書デジタルライブラリー」として構築中であり、展示期間中は館内で試験公開されますので、是非こちらもお覧下さい。

東高木家文書に含まれる巨大な絵図や墨色鮮やかな古文書、さらにはデジタル展示を通して、川という自然と人間がどのような関係を築いてきたのか、災害と地域社会の問題、及び自然との共生などについて考える機会にしていいただければ幸いです。

なお、この特別展を契機に、名古屋大学附属図書館における市民、学生、及び図書館職員との交流を軸とする「名古屋大学附属図書館友の会」が発足します。名古屋大学附属図書館と社会を結びつける組織として発展することを期待し、多くの方々のご参加とご支援をお願いいたします。

最後になりましたが、特別展を開催するにあたり、貴重な史料をご出品下さいました所蔵者の方をはじめ、ご後援、ご協力いただきました関係各機関及び各位に対し、厚くお礼申し上げます。

2004年10月 名古屋大学附属図書館長  
同附属図書館研究開発室長  
教授 伊藤義人





(参考)〔木曾三川流域大絵図(宝暦治水前)〕(西) 156.0×196.0 cm

高木家が河川管理に用いた、宝暦治水(1754-55年)以前の流域環境を示す絵図。養老断層に沿って沈み込む東高西低の土地傾斜を反映し、三川が網の目状に結合した様子が描かれている。

## 川とともに生きてきた

二 四年は、新潟をはじめ全国各地で豪雨被害が続出し、川という自然の怖さをあらためて実感する年となった。このように、川は、地球における水や物質の循環という重要な役割を担い、私たちに大きな恵みをもたらす一方、時にはそのすべてを奪い尽くす力をあわせ持った両義的な存在である。それゆえ、人はその川をみつめ、川とともに生き、川との共存にむけてさまざまな経験を重ねてきた。その営みを通して、それぞれの流域、地域に固有の文化も育まれてきたといえよう。

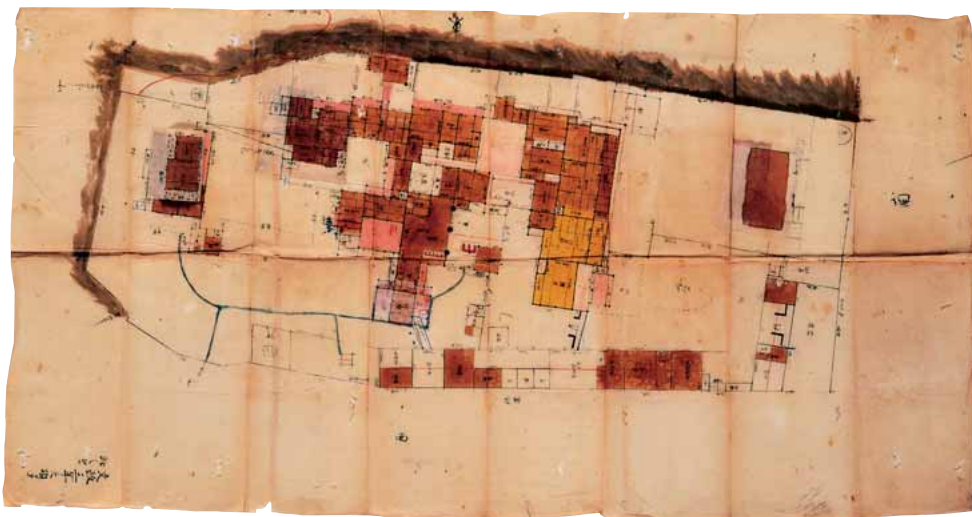
いま、環境問題や災害予防の観点から、こうした地域固有の気候風土に対応した自然環境とのつきあい方にも大きな関心が寄せられている。次世代をも視野にいれながら、この川という自然と人との理想的な関係を築いていくには、治水史という過去から現在にいたる人々の経験に学び、自然とともに生きる方向へと思考を転換していくことが重要となるだろう。

そうした思いで周囲を見渡した時、私たちの身近には、その学びの場となるフィールドが数多く残されていることに気づく。その最たるものが、輪中景観や水屋といった独特の水文化で知られる木曾三川流域である。今では、豊かな水と肥沃な土壌に恵まれた水郷といったイメージが定着しつつあるが、かつては全国有数の洪水常襲地帯として知られ、宝暦治水をはじめ、さまざまな治水事業が展開されてきた。

その背景には、養老断層にそって沈み込む東高西低の土地傾斜（濃尾傾動地塊）という自然的条件が強く影響している。そのため、当該流域では、木曾川、長良川、揖斐川の順に河床が次第に低くなっており、下流部では三川が網の目状に結合し、最大流量を誇る木曾川の水は、大量の土砂をともなつて長良川・揖斐川へ押し寄せ、両川での逆流・洪水を生んだのである。

こうした自然的条件に加え、統一権力の登場を背景とする江戸時代の大規模な開発は、生産力を飛躍的に増大させたが、それはまた、河道固定による

遊水機能の低下、土砂滞留による河床の上昇や悪水の発生（輪中からの排水障害）をもたらし、流域の人々を苦しめることにもつながった。今回の特別展では、「このような状況下で、江戸時代の人々がどのように「川とともに生きてきた」のか、新たに調査を開始した東高木家文書を事例に、あらためて人と自然の関係をふりかえることにしたい。



東高木家屋敷絵図 年未詳（筒井稔氏所蔵）

113.2 × 58.6 cm

屋敷は、伊勢街道に面した西側の長屋と高壁で囲まれた約900坪の敷地中央に位置し、各部屋ごとの名称や広さがわかる。別の享保7年（1722）絵図によれば、屋敷全体の豊数306豊、戸障子420本であり、その規模がうかがえる。



## 東高木家旧蔵の治水文書について

今回の特別展でとりあげる東高木家は、名古屋大学附属図書館が所蔵する高木家文書（総点数約十萬点、継続調査中）を伝来した西高木家の分家で、同じく分家の北高木家とともに、江戸時代を通じて木曾三川流域治水を管掌したことで知られている。



〔高木三館鳥瞰図〕（年未詳、高木貞勝氏提供）

高木三家の居館周辺を描いた鳥瞰図。横断する太線が伊勢街道で、右側（北）が関ヶ原、左側（南）は伊勢国に通じていた。この道をはさんだ館の位置から、西・東・北家の呼称が生まれた。18世紀末、尾張藩家臣の樋口好古により「高木三家の館は祢宜村と宮村の間にあり、館を山の峰に構え、下より見上げ殆ど城郭に彷彿たり、家中屋敷も続いてあり」（『濃州徇行記』）とされた姿が偲ばれる。石垣や長屋門（1832年再建）など西家の遺構が現存する（1996年に岐阜県史跡指定）。館の隣には、式内社とされる流彦大明神（現大神神社）がある。

この高木三家の祖高木貞久は、戦国期に養老山地東部の駒野・今尾一帯（現在の南濃・平田町域）に勢力を張る土豪であり、斎藤道三や織田信長につかえた。しかし三家は、天正十八年（一八九）豊臣政権に美濃を追われる。その後、関東で家康に庇護され、関ヶ原合戦後、近江・伊勢と国境を接する美濃国の時・多良（現岐阜県養老郡上石津町域）に四千三百石の知行を与えられ（西家二千三百石、分家の北・東家各千石）、明治維新まで同地を支配した特殊な旗本である。江戸に常駐する一般の旗本とは異なり、知行地に居住して参勤交代を行い、交代寄合美濃衆として大名並みの格式を与えられていた。三家は、山間盆地に本拠を構える一方、江戸時代を通じて木曾三川流域治水を管掌し、膨大な治水関係史料を蓄積することとなる。

このうち、西家は、維新後も同地に残り、学区取締や郡長・衆議院議員などの公職を歴任するなど地方名望家として存続し、近代史料も含めた膨大な文書を伝えたが、北・東家は明治以降相次いで同地を離れたため、その関係文書は分散することとなった。

うち、北高木家については、早くに絶家となり、文書も失われたとされてきたが、ある個人宅で関係史料が発見され、高木家屋敷遺構をはじめ関連資料の保存・活用を進めている岐阜県上石津町教育委員会の協力をえて調査を行った結果、大変貴重な治水史料を含むことがわかり（概数四千点余）、その成果の一端は二三年春季特別展で紹介したところである。

もう一つの東高木家旧蔵文書については、現在、名古屋市蓬左文庫、徳川林政史研究所、筒井稔氏、森川勝之助氏ほかの所蔵が知られている。これらの文書は、一九三一年（昭和五）頃以降に、東家から流出・分散したものと考えられるが、治水史料だけは一括された形で森川家に搬入されたようである。森川家は、高須輪中の豪農で、その頃の当主準之助氏（現所蔵者森川勝之助氏の祖父）は、治水神社建立（一九三八年）にも寄与されるなど治水史に深い関心を寄せており、高木三家と実際のある家とも姻戚関係があったことから、散逸する可能性のある治水文書を引き受けたものと考えられる。



東高木家旧邸  
(1920年頃、高木貞勝氏提供)



東高木家土蔵（現存）

当該文書については、これまで自治体史や研究グループによる調査が行われ、その成果も報告されている。しかし、こうした調査から既に数十年が経過しており、将来に向けた保存・活用を図るには、現状確認を含む悉皆調査が不可欠と判断し、森川氏のご協力のもと、前記の上石津町教育委員会をはじめ愛知県教育委員会とも連携し、調査を開始した。なお、これまでの調査により、治水関連文書は五千点を超える規模であり、時期も近世全般に及ぶことが判明している。全容解明には、いま暫く精査が必要であるが、文書管理のあり方を示す天保期の文書整理箱や、これまで報告されていない貴重な

史料も見つかっており、今回の特別展では、その一端を紹介するものである。今後、継続調査のうえ、東家文書についても目録を公開する予定であるが、さらに西・東・北の三高木家文書をデジタル統合し、関連資料ともリンクづけることで、木曾三川流域の人と自然の関係を物語るアーカイブ構築を計画している。こうした情報環境の整備が、生涯学習や総合的学習での活用はもとより、地域研究自体の活性化、さらには人と自然の関係史や地域文化の見直しにもつながることを期待したい。



東高木家文書を伝えた文書箱（一部）

箱書から、天保14年（1843）3月、当役（川通掛）平塚習によって整理されたことがわかる。文書管理のあり方や文書群の構造を解明するうえでも貴重な資料。

今回の特別展では、東高木家文書（森川勝之助氏所蔵）のほかに、一部名古屋大学附属図書館所蔵高木家文書や北高木家関係文書を参考史料として掲げてある。それらについては、本冊子中史料標題のあとに（西）あるいは（北）と注記して区別した。なお、特別展期間中、適宜展示替えを行う予定。



## 一 流域治水と三川分流構想

前述した河川環境のもと、頻繁に水災に見舞われた美濃国では、独特の負担方式（濃州国法）で治水事業を行う仕組みが整備されていく。それは、国役普請と呼ばれ、幕府の権限で大規模な普請を行う場合、石高を基準に、普請の実施地域（水下）とそれ以外の地域（遠所）で負担割合が異なるものの、美濃全域（寛永十四年 一六三七 以降、手限普請となった尾張・大垣・加納などの諸藩を除く）の領主、村々に負担を強制するシステムであった。

このような方式以外にも、幕府が自らの費用負担と責任において実施する公儀普請（諸藩領を含む場合は御救普請とも呼ぶ）、幕命をつけて諸大名が他領の工事負担を行う手伝普請、大藩が自己負担（手限り）で行う大名自普請、村々が自己負担で行う百姓自普請などがあり、それぞれ重要な役割を果たしたが、治水制度の基本は国役普請であり、美濃では江戸時代を通じて四七回もの実施をみている。

高木三家は、寛永十年（一六三三）に国役普請の奉行に任じられるなど、早くから木曾三川流域の治水・用水に関する役儀を勤めた。これらの役儀は、いずれも個別・臨時的なものであったが、大規模開発が流域水害に直結してくるなか、流域全体を視野に入れた恒常的な河川管理体制が模索されはじめる。その転機となったのが、元禄十六年（一七 三）、高須・福束・本阿弥輪中七十二か村の訴願をうけた幕府による揖斐川下流部の新田撤去である。翌年には、美濃全体でも大がかりな河道整備（宝永の大取払い）が行われるが、これは、河道を直線化し、洪水のエネルギーを速やかに海へ排出することで被害を最小限化する方策であり、従来の災害復旧中心から災害予防に重点を移す、幕府治水政策の転換を告げるものでもあった。その直後の宝永二年（一七 五）、高木三家は、美濃郡代（笠松）と同等の権限を有する川通掛（水行奉行）に任命され、以後、障害物の撤去や普請願いの見分等を通じて河道管理を行う「多良役所」として、笠松役所とともに木曾三川の水政を司るこ

ととなる。

ここでは、高木三家を通してみた流域治水の変遷をとりあげるが、それは、宝暦治水で取り組まれる三川分流構想が、流域社会のなかでどのように胚胎し、共有化されていったのかを、具体的に辿ることもある。

（参考）川通御用日記（六冊）

寛政十年（一七九八）～天保八年（一八三七）



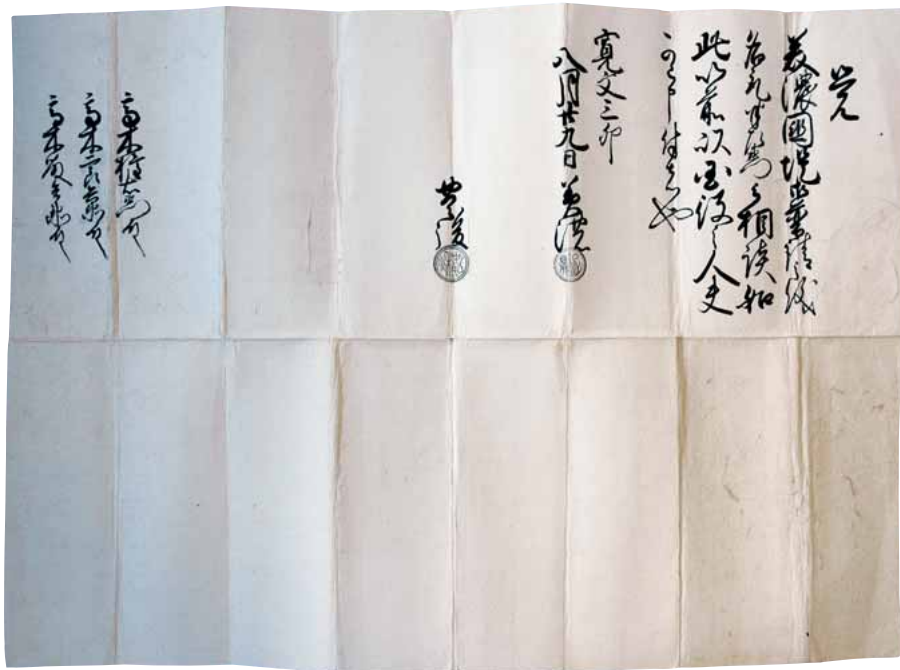
東高木家の川通役人が、春秋の川通巡視など、日々の業務を書きつづった日誌。各冊冒頭には、交代で年番を勤める三家の川通役人名のほか、連携をとる笠松堤方役人や、流域と関係する大垣郡奉行等の名簿が記載されている。



1 「美濃国堤普請につき奉書」

寛文三年（一六六三）八月二十九日

この年四月に洪水があり、美濃の各地で堤が破損したため、高木権右衛門（西）・二郎兵衛（北）・藤兵衛（東）に「国役人夫」による国役普請を命じた老中奉書。



2 「濃州堤普請につき書状」

寛文三年（一六六三）九月三日

勘定奉行の岡田豊前守善政（元美濃郡代）から、今回の国役普請奉行となった高木三家に宛てた書状。「前々の如く国役に申し触れ」、名取半左衛門（美濃郡代）と協力することや扶持方の指示があるほか、旧知の間柄ゆえの近況報告も記されている。



3 寛文十一年濃州木曾川通坪内惣兵衛知行堤御普請覚

〔宝曆四年（一七五四）五月寫〕

寛文十一年（一六七二）国役普請の見積りについて、美濃郡代杉田及び高木三家から勘定所へ照会した書付の写。原本は確認されていないが、人足役

のあり方を知る史料として掲げた。この史料では、水下役は百石に百人、遠所役は百石に十一人余の計算であったが、実際は国役を免除された領主の分や、幕領の普請が加算され、遠所役は百石に二十五人、全体で三万四千人余の徴用となった。

寛文十一年  
 五月  
 知行堤御普請覚  
 美濃郡代杉田及  
 高木三家  
 照会書付の写  
 原本は確認され  
 ないが、人足役  
 のあり方を知る  
 史料として掲げ  
 た。この史料で  
 は、水下役は百  
 石に百人、遠所  
 役は百石に十一  
 人余の計算であ  
 ったが、実際は  
 国役を免除され  
 た領主の分や、  
 幕領の普請が加  
 算され、遠所役  
 は百石に二十五  
 人、全体で三万  
 四千人余の徴用  
 となった。

寛文十一年  
 五月  
 知行堤御普請覚  
 美濃郡代杉田及  
 高木三家  
 照会書付の写  
 原本は確認され  
 ないが、人足役  
 のあり方を知る  
 史料として掲げ  
 た。この史料で  
 は、水下役は百  
 石に百人、遠所  
 役は百石に十一  
 人余の計算であ  
 ったが、実際は  
 国役を免除され  
 た領主の分や、  
 幕領の普請が加  
 算され、遠所役  
 は百石に二十五  
 人、全体で三万  
 四千人余の徴用  
 となった。

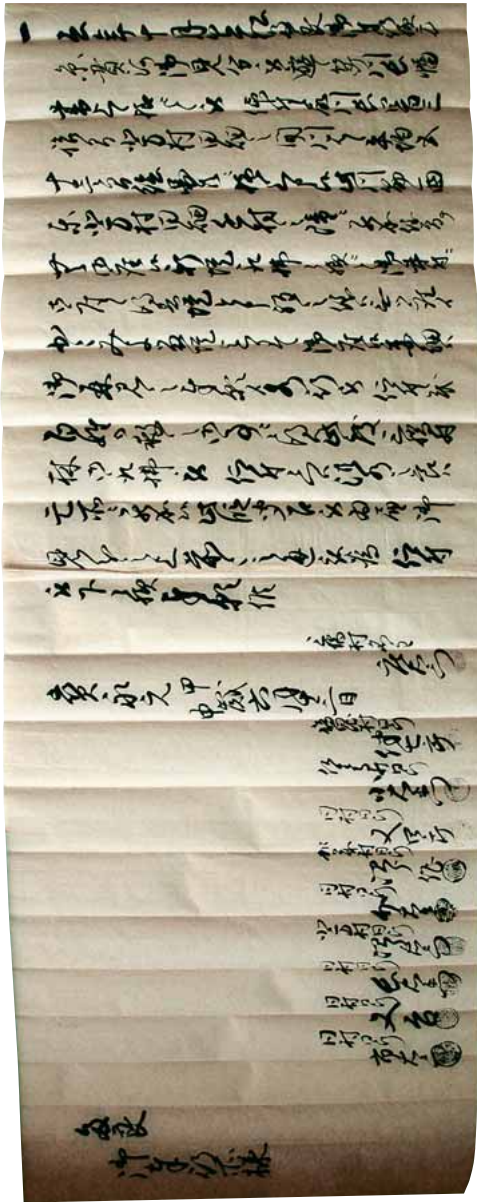


(三橋村ぐみ林水行のため取払方につき糸貫川東ヶ輪村々反対願書)

宝永元年(一七〇四)六月十三日

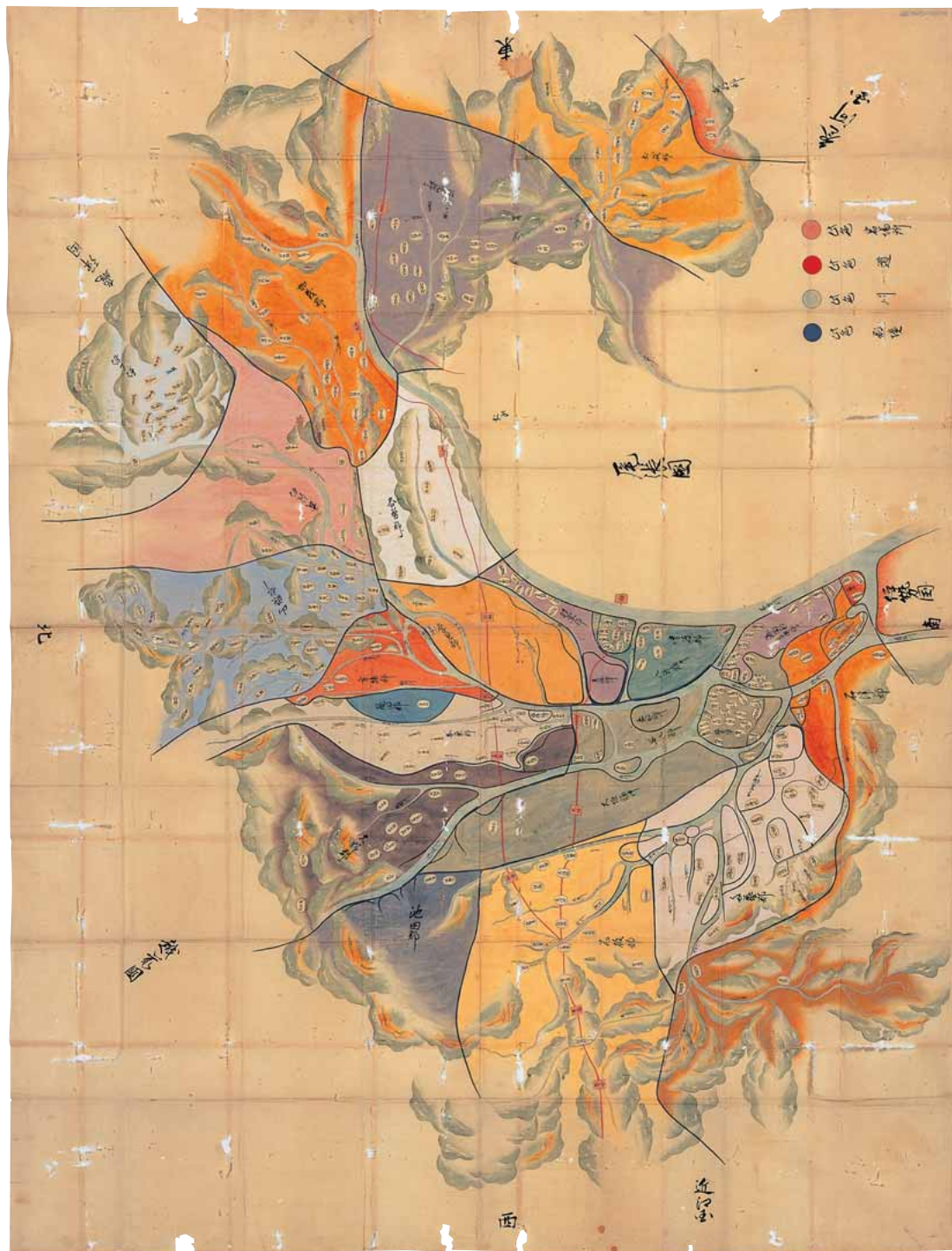
幕府治水政策上の画期とされる「宝永の大取払い」に関係する史料。水行

(流路)見分のため多良・笠松両役所が巡回した折、糸貫川対岸の西ヶ輪村々の申し立てで撤去対象となった水防林を守るため、必死の歎願が行われている。水のエネルギーを回避するため努力は、他村、他地域との紛議を惹起した。三橋村は現本巢市三橋(旧糸貫町)。



5 濃州尾州勢州川々御普請所村分ヶ絵図写 文化十二年(一八一五)  
 高木家の川通役人が笠松出張の折、借用・複製した絵図で、国絵図のよう

に郡単位に色分けされている。河川管理の参考としたものであろう。



165.0 × 215.0 cm





7 「兼役免除の通知につき書状」

〔元文二年（一七三七）〕九月七日

井沢の美濃郡代兼任期間は三年にも満たず、実際の美濃在国もごく短期のものであった。「三川分流」を構想し、幕府要路へ働きかけたともされるが、それを証する記録は残されていない。



（参考） 美濃国川々水落指支二付川浚願書（西）

寛保元年（一七四一）十二月

濃州川々水落指支川浚願二付伺諸留并御勘定奉行衆江連紙控（西）  
寛保二年（一七四二）正月

元禄・宝永の川通取払いによる水行の改善も一時的なものにすぎず、悪水に悩まされる高須・七郷輪中七十三か村は、幕府の調査見分と費用負担（公儀普請）による川替（堆積土砂の浚渫するとともに、油島地先に百五十間猿尾を築き、木曾・揖斐両川の流れを変える等）を要求した。これをつけた多良・笠松両役所では、いち早く幕府勘定所の指示を仰ぎ、河川状態を確認するための大がかりな流域調査を実施する。

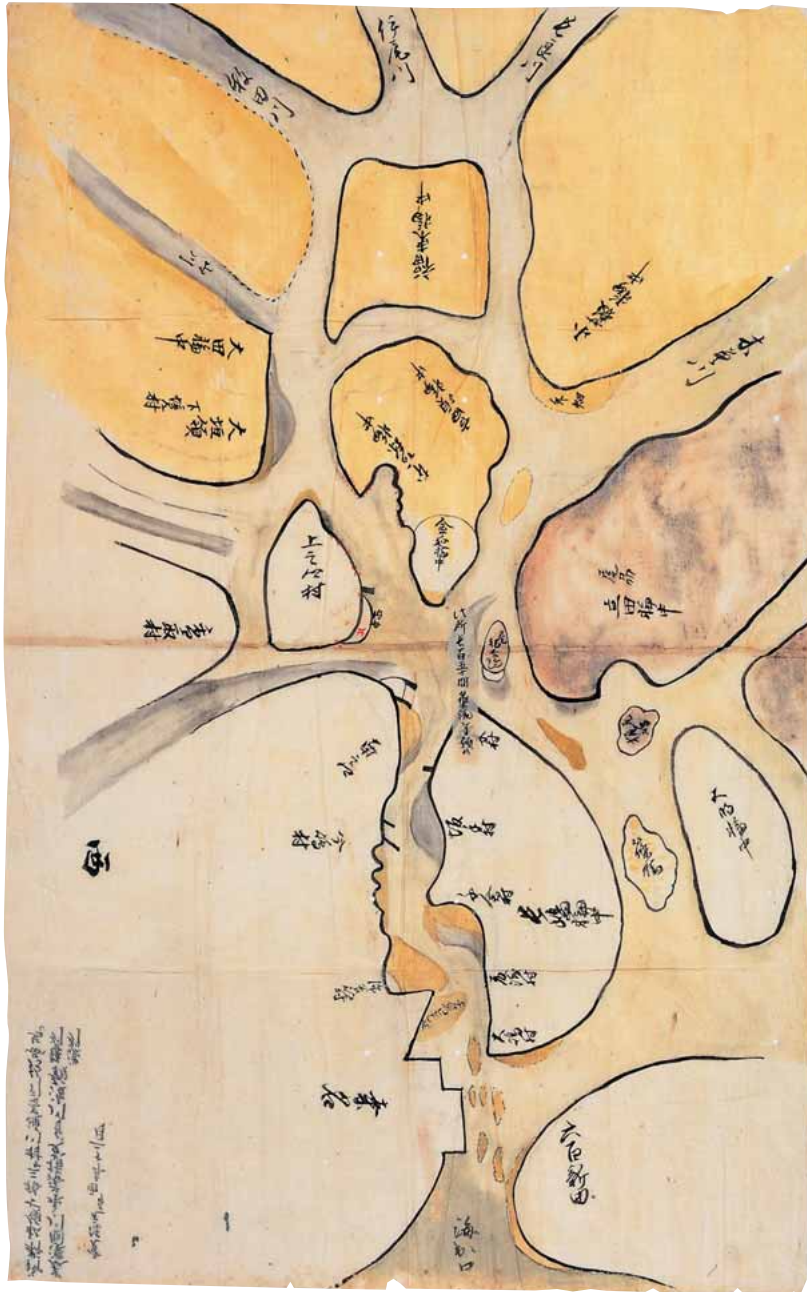




8 濃州勢州御領私領七拾三ヶ村川通墨引絵図写シ

寛保元年（一七四二）十二月

七十三か村が出願時に添付した絵図の写。剥離した付箋が八枚（此所長百五十間築流奉願候「此所長六百間余、巾二百間余、深常水上下五尺掘奉願候」「此所長千五百間余、巾四百間、深常水上下七尺掘奉願候」など）あり、その要求内容を具体的に知ることができる。

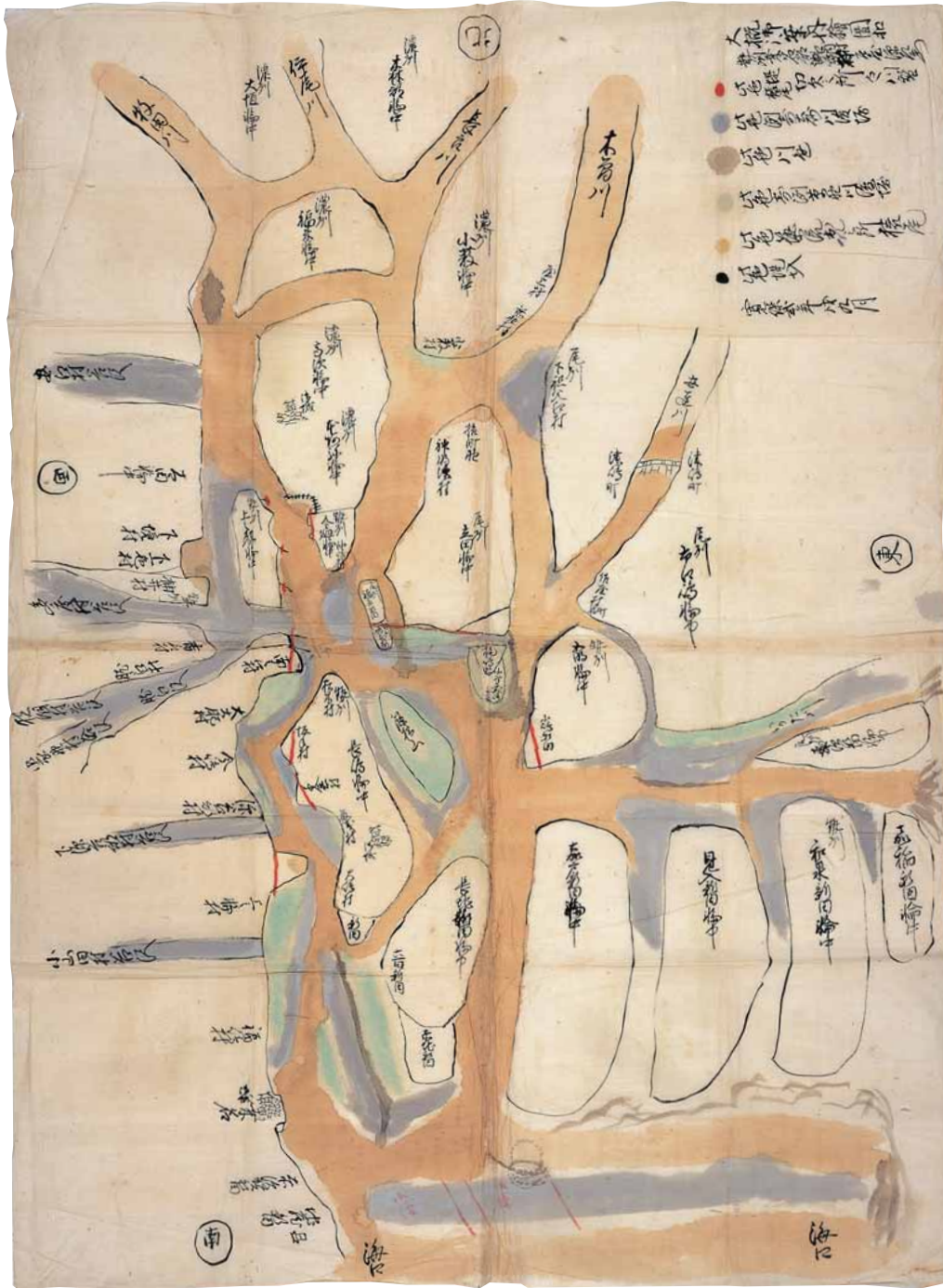


55.2 × 34.4 cm

9 大概御案内絵図控

寛保二年（一七四二）九月

調査は、笠松代官瀧川小右衛門及び高木求馬（北家）を中心に、供廻りのほか出願村々の代表十六人も加わり、九月八日から十四日までの七日間に



60.2 × 82.2 cm

わたって実施された。この絵図は、一行の案内に供されたもので、桑名沖に幅四km、全長八kmの巨大な砂州や、流下実験の結果と思われる螺旋状の弧が描かれ、流下障害が起きる要因を訴えるものとなっている。



(参考) 濃州川々水落見分之趣申上候書付(北) 寛保二年(一七四二)

大がかりな流域調査をもとに、幕府勘定奉行所へ提出された治水プランの控。七十三か村の要求に従い、油島百五十間猿尾等で木曾・揖斐両川の水筋を分ける方針や揖斐川下流部の浚渫、土砂に埋まった佐屋川の対策などが掲げられており、宝曆治水に先行する三川分流策の萌芽としても注目される。この寛保調査とその復命書は、流域社会と両役所が協働した成果物ともいえ、これ以後、流域における治水プランとして一つの到達点を示すことになるが、大規模な普請ゆえ、直ちに幕府の許すところとはならなかった。

10 乍恐口上書を以申上候(川広願書につき注進書付)

〔寛保三年(一七四三)八月〕

七十三か村の出願以降、流路変更(水行普請)を要求する動きが活発化していった。このケースでは、幕領・尾張藩領の六十一か村惣代が江戸へ出訴し、越年のつえ執拗に幕府見分を求める拳に出ている。

延享三年(一七四六)正月

三川に対する明確な分流工事を要求する運動も起こってくる。しかし、「村々々々充存寄も相違」とあるように、対立する利害を調整するのは至難の業であった。これは、高須輪中の南部十五か村が、油島先への築留堤設置があるいは新川堀割により、木曾・揖斐両川の分流を要求したものの。

一 大く通中流は元川に合流する  
一 大く通中流は元川に合流する  
一 大く通中流は元川に合流する  
一 大く通中流は元川に合流する  
一 大く通中流は元川に合流する  
一 大く通中流は元川に合流する  
一 大く通中流は元川に合流する  
一 大く通中流は元川に合流する  
一 大く通中流は元川に合流する  
一 大く通中流は元川に合流する

延享三年(一七四六)七月

多良・笠松両役所もただ手をこまねいていた訳ではない。これは、勘定奉行所に流域の窮状を訴えるため、尾張藩や大垣藩などから情報収集し、村々の損毛(農作物の被害)率をはじき出したもの。流域二四四か村のうち、最近五か年の損毛率が八割を超える村が一〇八か村に及ぶという危機的な状況が示されている。

三拾七ヶ村  
兩年四方拾元 九八割九斗余  
四年四方拾元  
五年四方拾元  
六年四方拾元  
七年四方拾元  
八年四方拾元  
九年四方拾元  
十年四方拾元  
根尾村 有尾村  
大場村  
下大場村  
小瀬新田  
外瀬村  
古中瀬村  
牛瀬村  
聖白新田



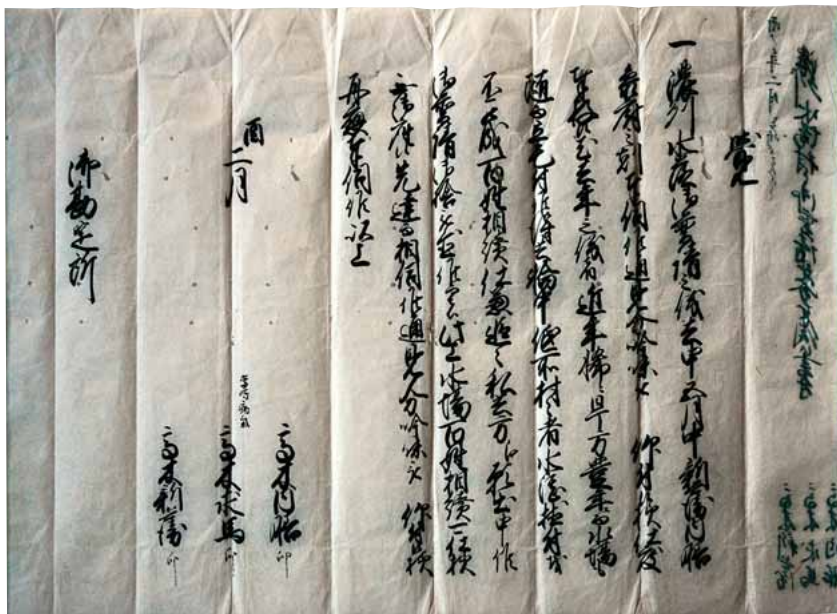
延享五年（一七四八）二月二十七日条

延享五年には、流域で初めて「御手伝普請」が実施された。これは、軍役に準じて諸大名が負担するもので、この時は奥州二本松藩が担当した。東高木家当主貞往の自筆日記中には、普請見廻りの際、幕府勘定方井沢弥惣兵衛（為永の子）と会談した折、油島地先の杭出計画を縮小する動きに対し、貞往が「此度の御普請の要」としてこれを批判したことが記されている。高木家としては、油島・長島間で木曾・揖斐両川を分離する策を最重要視していたことになろう。



宝暦二年（一七五二）

高木三家も、勘定奉行所に対し要求を続けていた。また、江戸留守居を通じて、幕閣周辺への賄賂工作を計画するなど、あらゆる手段を動員して水行普請の実現を図ったのである。



## 一一 宝曆治水の諸相

流域村々及び多良・笠松兩役所による、長年にわたる水行普請要求がようやく実を結ぶ時が来た。宝曆三年（一七五三）五月、幕府が派遣した代官吉田久左衛門は、高木三家や郡代青木次郎九郎らとともに現地調査を行い、三川分流にむけた壮大な工事プランを策定する。この過程で流域村々や関係役人から提出された意見書は二八 点余にのぼり、その多くは普請願いの有無・内容を述べたものであったが、注目すべきは、他村々の普請願いに反対する意見書が約五 点も含まれていたことである。普請の実施が、さらなる地域間対立を増幅する可能性を孕んでいたといえよう。

こうしたなか、同年十二月、薩摩藩島津氏に手伝普請が命じられ、翌宝曆四年二月から五年五月まで続く、いわゆる「宝曆治水」が開始された。普請は四つの工区で行われたが、ここでは、東高木家の高木内膳貞往が担当した三之手（墨俣輪中・本阿弥輪中）普請を中心にとりあげる。

この三之手で困難を極めたのは、長良・揖斐両川を貫流する大樽川に洗堰を設ける工事である。注意したいのは、大樽川洗堰や、次項にみる油島締切堤なども含め、当時の普請のあり方は、（自然観の反映でもあろうが）慎重な試行と絶えざる見直しに特徴があり、当初プランに固執する硬直した姿勢は見られない。これは、「見直し」という修正を織り込んだ手法であり、今なお汲むべき点があるように思われる。

実際の普請は、前年の洪水破損箇所修復と定式普請を行う一期工事と、水行直しの二期工事に分けられ、いずれも幕府普請方の設計にもとづき、薩摩藩が人員・資材を調達したが、未曾有の負担と多大な犠牲を払うことになった。なお普請は、原則として村方請負により、文字通り老若男女が参加して竣工にこぎつけた。

しかし、大樽川洗堰の如く、宝曆治水により利益を得た地域もあれば、不利益を蒙る地域もあり、竣工そのものが、新たな矛盾と地域間争論への契機

となりうるところに、流域治水の困難性があった。

15 笠松御代官青木次郎九郎様より公儀江御伺并御勘定所より御附紙之写

宝曆三年（一七五三）五月

宝曆治水直前の三川下流部の状況を示す史料。長島周辺の川漁場（16 絵図）を入手で請け負わせようとしたところ、激しい土砂堆積で「川床埋り漁獵場相減候」ため、応札者の確保にも難渋したとある。





〔宝曆三年（一七五三）十月〕



60.4 × 127.4cm

長嶋東西外川漁獵場之境  
 一 長嶋東西外川漁獵場之境  
 一 長嶋東西外川漁獵場之境  
 一 長嶋東西外川漁獵場之境  
 一 長嶋東西外川漁獵場之境  
 一 長嶋東西外川漁獵場之境  
 一 長嶋東西外川漁獵場之境  
 一 長嶋東西外川漁獵場之境  
 一 長嶋東西外川漁獵場之境  
 一 長嶋東西外川漁獵場之境  
 一 長嶋東西外川漁獵場之境

長嶋東西外川漁獵場之境  
 一 長嶋東西外川漁獵場之境  
 一 長嶋東西外川漁獵場之境  
 一 長嶋東西外川漁獵場之境  
 一 長嶋東西外川漁獵場之境  
 一 長嶋東西外川漁獵場之境  
 一 長嶋東西外川漁獵場之境  
 一 長嶋東西外川漁獵場之境  
 一 長嶋東西外川漁獵場之境  
 一 長嶋東西外川漁獵場之境  
 一 長嶋東西外川漁獵場之境

宝曆三年（一七五三）五月

吉田久左衛門らによる事前調査時に提出された高須輪中村々の意見書。三川分流のため、逆川、大樽川、油島・長嶋間をそれぞれ築留とするよう求めている。



18 (手伝普請につき役人衆血判起請文)

宝曆四年(一七五四)二月二十二日

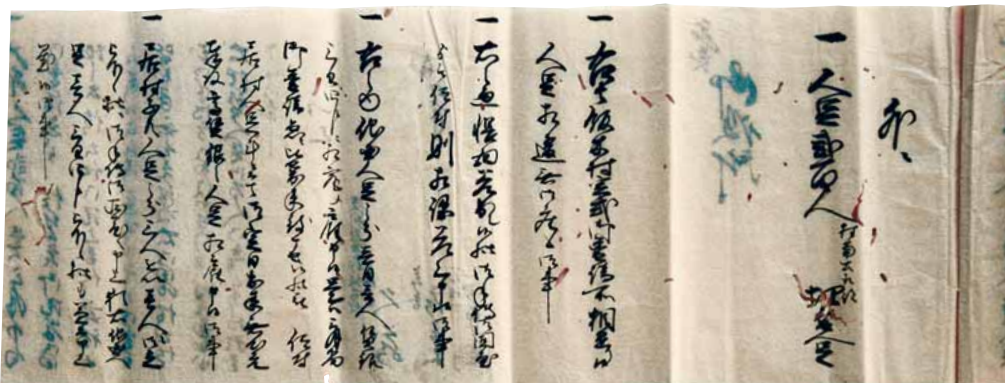
普請に動員される東高木家の下級家臣や従者が、守秘義務を守り、行為を慎むことを誓約したもの。作法通り、前書(本文)と神文は逆手で継がれ(起請文継)、神文は八咫鳥と宝珠が配された熊野牛王紙の裏に楷書体で書かれ、各人の血判が捺されている。



19 養老柏尾両谷川通濃州多芸郡飯木村定式御手伝御普請所人足帳

宝曆四年(一七五四)五月

飯木村(現養老町)が一期工事の定式普請(幕領で毎春行われた定式普請も手伝普請に組み込まれていた)で出した人足三三三九三人の書き上げ。居村人足以外に、居村子供人足一三九人、他国雇人足二六五人が含まれている。





20 (普請所村方へ積帳申付につき書状)

(宝曆四年)(一七五四)九月二十四日

第二期工事における追加普請負のため、関係村々に手伝方元小屋での仕様帳写取りと見積書提出を触れたことを報告する手伝方役人書状。宝曆治水では、地元御救として村方請負方式が採られていた。



21 濃州安八郡長良川通猿尾継足・大樽川常水堰百姓自普請絵図

(宝曆二年)(一七五二)七月

大樽川は、長良川から激しい流れとなつて揖斐川に注いでおり、享保十三年(一七二八)洪水以来、沿岸村々の被害が増大していった。このため、福東・多芸輪中村々が再三にわたつて公儀普請を願つたが叶わず、寛延三年(一七五〇)に漸く自普請が許された。そこで、流頭部に喰違堰を設けて水量調節を狙つたが、期待した効果が得られなかつたため、宝曆治水では締切に取り組むことになる。



86.0×61.0 cm

22 乍恐書付を以御願申上候（普請仕様につき願書および請書）

宝曆四年（一七五四）十一月

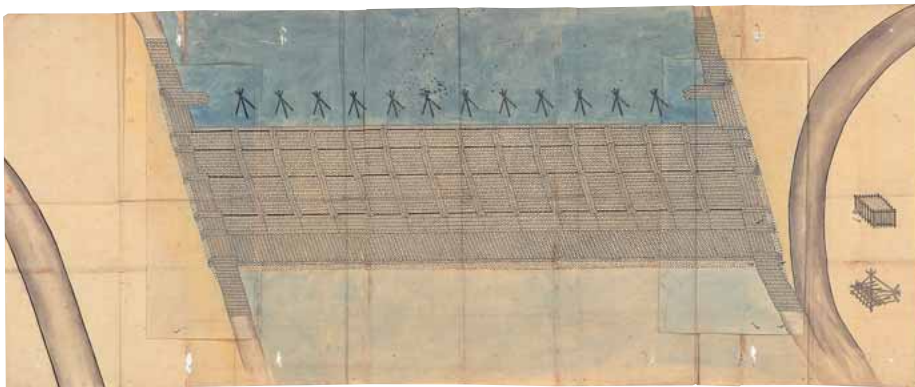
大樽川の締切工事に際し、影響を憂慮した対岸の桑原・小敷輪中からは、本堤同様の仕様ならば輪中堤の強化が不可欠であるとして、洗堰の採用を求められている。結局、洗堰との決定がなされたため、要求は撤回されたが、後年、洗堰の機能が強化されるに従い、長良川筋の村々では河床及び水位の上昇が起こり、ついには洗堰の撤去をもとめる争論も勃発する。



23 (大樽川洗堰出来形絵図)

(宝曆五年（一七五五）)

完成した洗堰は、当時の普請技術の粋を集めた全長九十八間（約一七七m）、横二十三間（約四二m）の巨大な構造物であった。絵図中には、使用された葺石、蛇籠、笈牛、杵のほか、複数の貼紙をめくると、護岸用の粗朶羽口などの内部構造を確認することができる。



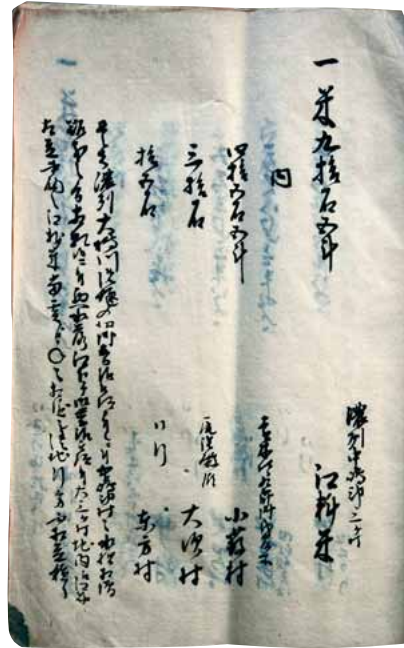
61.0 x 147.6 cm



24 濃州中嶋郡村々江可相渡江代米・御手当米・御地代米大樽川願村々江割  
賦帳

宝曆五年（一七五五）五月

大樽川普請を求めた一九八か村は、組合を結成し、洗堰の維持にあたるるとともに、洗堰で被害を受ける村々への補償として、江代米（排水路費）・水損手当米・潰地代米（小藪村の重田普請による土取跡地代）あわせて二七七石余を高割で負担することになった。

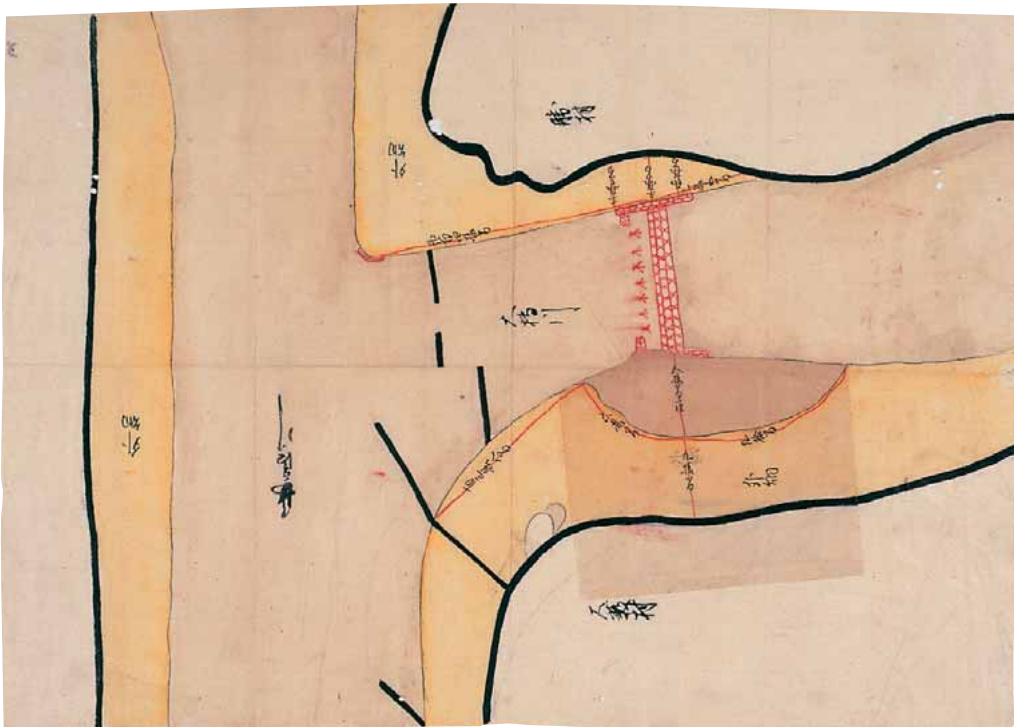


25 乍恐奉願上候御事（大樽川洗堰普請願書）  
亥（宝曆五ノ一七五五）六月

洗堰は、三月二十八日に竣工したが、五月末の洪水で右岸が決壊し、その機能を失う（26絵図）。そこで宝曆八年、位置を長良川落口に変更し、洗堰組合村々の自普請（地元負担）で再築された。以後も、組合村々の手で洗堰の維持管理が続けられ、明治改修まで重要な役割を果たした。



(宝暦五年(一七五五))

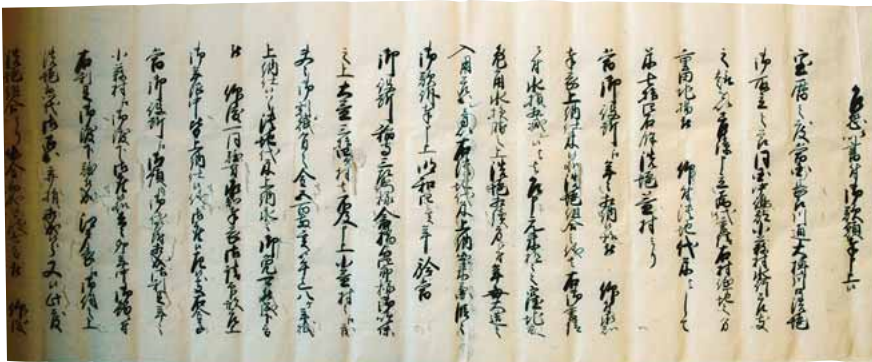


43.6 x 31.2 cm

(小藪村漬地代金の再出金免除願につき書付)

弘化二年(一八四五)六月

宝暦八年の洗堰再築以来、その維持費や代米負担のため洗堰組合からの離脱が続出し、明和二年(一七六五)には三十四か村まで減少した。そこで、明和四年(一七六七)、総額五百両を笠松役所に上納し、漬地代金の永代免除を得たが、それさえも財政悪化で破棄されようとしている。

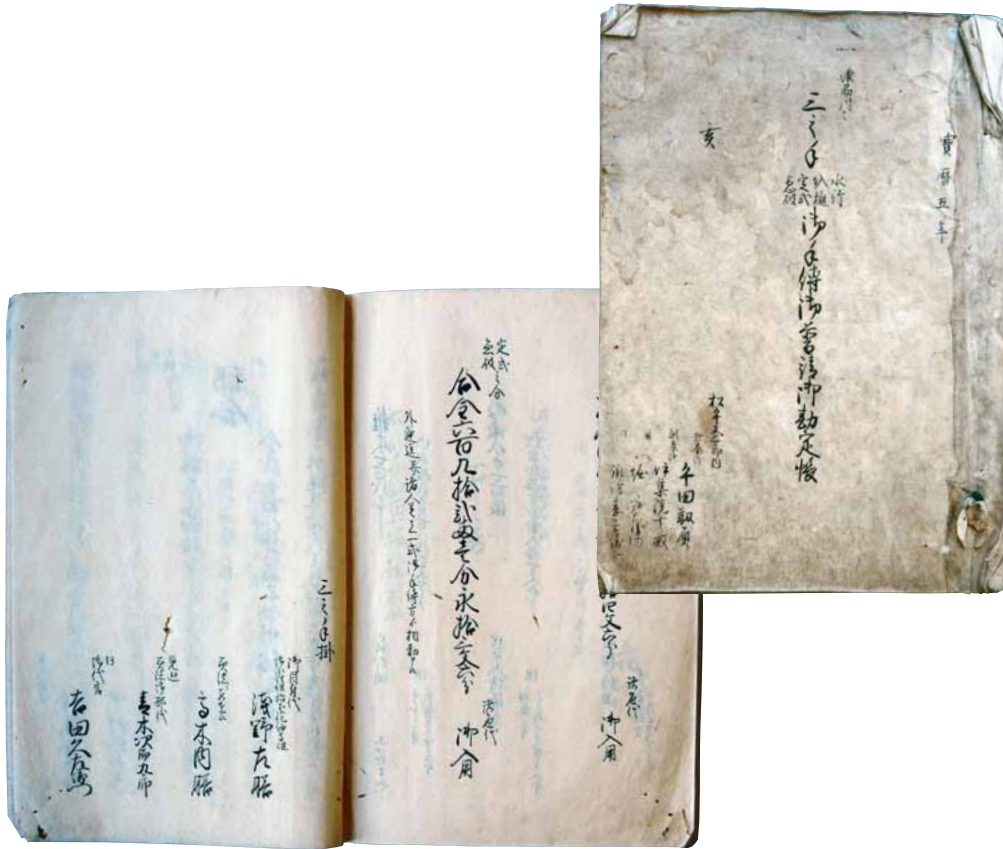




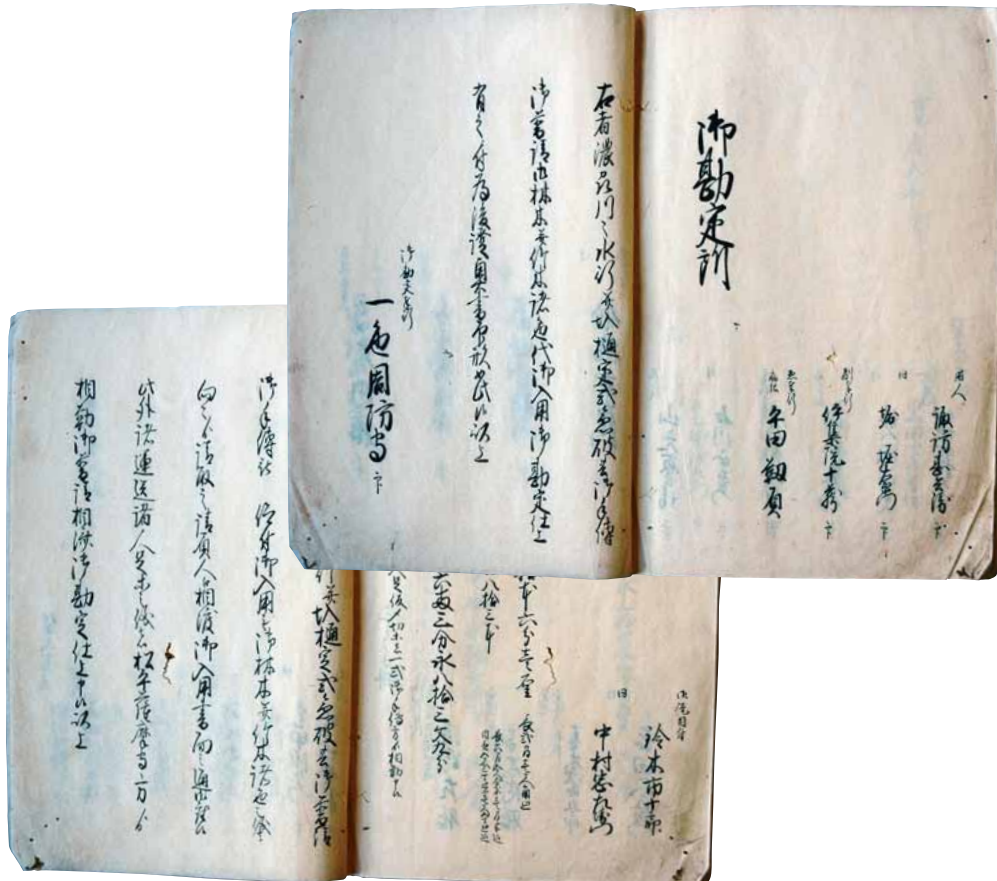
28 濃州川々三之手水行・杵樋・定式・急破御手伝御普請勘定帳

宝曆五年（一七五五）十二月

三之手普請で、幕府負担となる諸色入用額を報告する大部な帳簿の写（全部で四八七丁）。材木ほか金二一八六両余が計上されているが、薩摩藩が負



担した人足や資材運搬費用等については未詳。原本には、手伝方総奉行平田 靱負以下が署名押印し、勘定奉行一色周防守以下が奥印しているが、平田は「病死」とあり、無印。







1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71	72	73	74	75	76	77	78	79	80	81	82	83	84	85	86	87	88	89	90	91	92	93	94	95	96	97	98	99	100
---	---	---	---	---	---	---	---	---	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	-----

29 三之手水行・定式・急破御普請出来形絵図  
 (宝曆五年(一七五五)五月)  
 宝曆治水時、高木内膳(東高木家当主)が担当した三之手の竣工図である。  
 絵図中に桃色で強調された部分が定式・急破普請(一期工事)、大樽川洗堰

など赤色の部分が水行普請(二期工事)である。絵図左右の貼紙部分には、  
 絵図中の記号と対応する形で、それぞれの施工箇所と施工内容が詳細に記さ  
 れ、この工事の規模と目的を知ることができる。

149.3 x 183.0 cm 袋共





### 三 地域間の矛盾と対応

宝暦治水により設置された大樽川洗堰や油島締切堤は、その後の修築をへてより強固なものとなり、三川合流の問題には一定の解決をもたらしたが、水勢の鈍化や土砂堆積作用を促進することで、地域間矛盾を増幅し、より広域化した争論を惹き起こすことにもつながった。

こうした状況を根本的に解決するには、大規模な河道整備など、上流から下流にいたる流域一貫の施策が不可欠となるが、幕藩領主制の枠内では自ずと限界があり、新たな条件のもとでの課題とならざるをえなかった。

その一方で、流域社会のなかに、利害を調整し、連帯するいくつかの地域グループや組織が育っていくことにも注意しなければならない。それは、「一」でみた十八世紀以降の動きとして理解できるが、未だ萌芽的であるそれを、捉えきるにはいたっていない。さらに、幕藩体制が揺るぎだすなかで、治水問題と流域社会がどのように関わり合い、変貌を遂げようとしていたのかなど、検討すべき課題は多い。

ここでは、そうした点に十分踏み込めてはいないが、調査過程で確認された、宝暦治水以後の争論や騒動のうち、右記の点に触れる特徴的な史料を配置した。



〔松之木村堤通絵図〕 天保十一年（一八四〇）

27.8 × 78.8 cm

30  
〔油島地先明所締切等願絵図〕  
年未詳



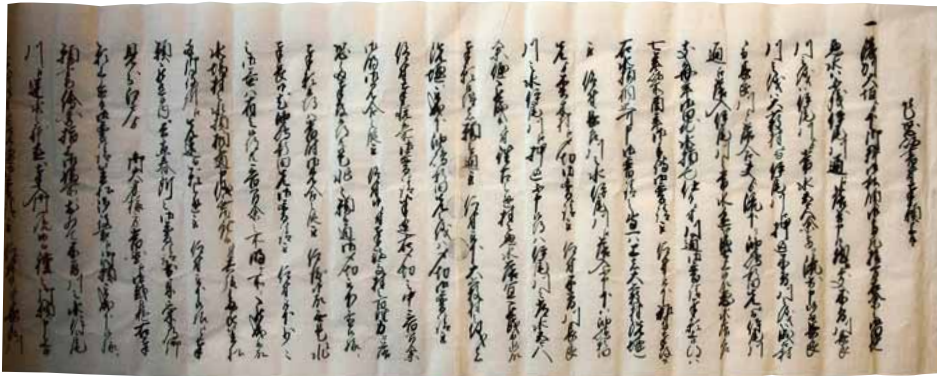
76.2 × 142.8 cm



31 乍恐以書付奉願上候（油島締切願書）

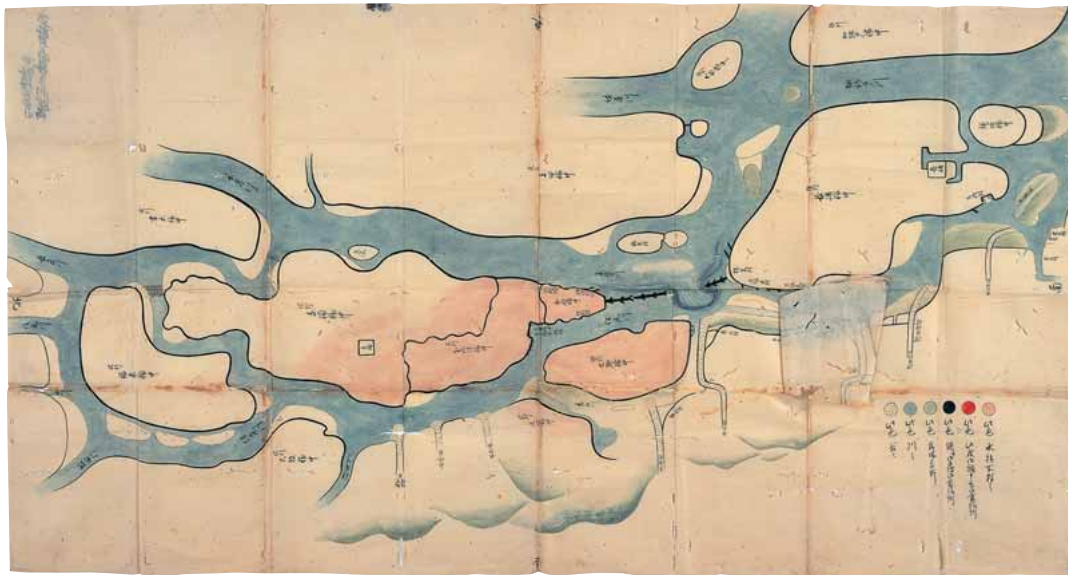
〔宝曆九年（一七五九）八月〕

大樽川以上の難所、三川合流点の油島・松之木間（約1km）での締切工事は、様子をみるため、中間の三百間余（約五四 m）を明けたまま竣工した。これに対し、揖斐川筋村々が、中明口から土砂が馳込む（32絵図）として締切を願ったもの。



32 勢州油島地先洗堰ノ切御普請願絵図

〔宝曆九年（一七五九）八月〕

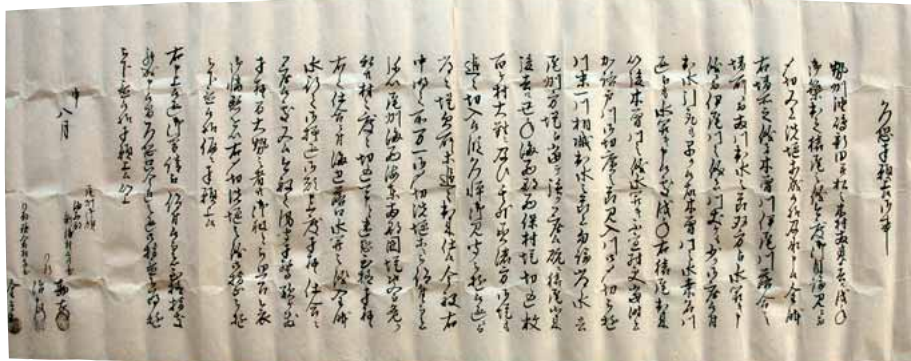


62.5 × 116.4 cm

33 乍恐奉願上候御事(油島中明普請反对願書)

〔明和元年(一七六四)八月〕

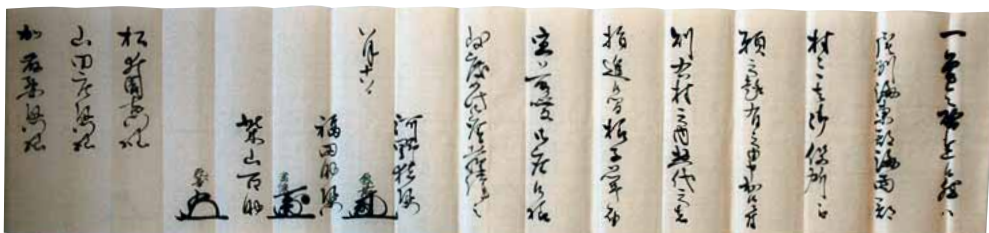
揖斐川筋村々の動きに対し、木曾川沿いの尾州海西郡・海東郡九十八か村は、油島締切堤による尾張側堤への影響で、宝曆七年の西保村堤決壊による大水害などが生じているとし、断固反対を唱えている。宝曆治水のような大規模普請は、争論をも広域化させた。



34 〔尾州海東郡海西郡村々出願につき添簡〕

〔明和元年(一七六四)八月十八日〕

海東・海西両郡惣代による多良役所出願を依頼する尾張藩郡奉行の添簡。支配違いの出願には、必ず領主役所の添簡を必要とした。なお、惣代は、服部弥兵衛・服部市兵衛ら五名。





(参考)〔東海道佐屋川通洲浚いにつき書付〕

〔文政十年(一八二七)閏六月十一日〕

尾州領との関係では、佐屋川問題にも留意する必要がある。これは、街道筋の船路押埋り場所の洲浚いの際し、高木三家が見廻りを命じられた際のもの。



35 差上申御請書之事(松之木村地先寄洲流作場取払い請書)

天保四年(一八三三)十二月二十二日

大樽川洗堰組合三十五か村が油島喰違猿尾六十三か村組合を訴えたもの。「宝永年中御規定」にもとづき、水行障りとなる竹木寄洲流作場は、例外なく撤去が求められた。



36 乍恐以書付奉願上候御事（水行直し普請願書）

〔天明八年（一七八八）九月〕

宝曆治水後も、揖斐川筋の水位上昇、滞水状況は悪化の一途をたどり、明和五年（一七六八）の手伝普請では油島中明けに喰違堰が設置される。しかし、状況は改善されず、揖斐筋輪中村々は、さらに海口部での締切を要求することで（37絵図）、新たな紛争を惹起する。

37 〔高須・本阿弥・太田・金廻・七郷輪中水行直し普請願絵図〕

〔天明八年（一七八八）九月〕



156.0 × 67.6 cm



38 御吟味二付以書付奉申上候事（羽根駒野谷先浚い請書につき届）

安永八年（一七七九）

川の本流のみならず、断層谷の排出土砂も深刻な問題であった（39絵図）。羽根・駒野両村境の飯盛谷では、享保二年（一七一七）以来、定浚い場として両村の自普請が行われてきたが、それも限界に達したため、上流部の益村十三か村に連帯を求め、谷浚組合結成をめざした。



39 〔飯盛谷砂出絵図〕

〔安永八年（一七七九）三月〕

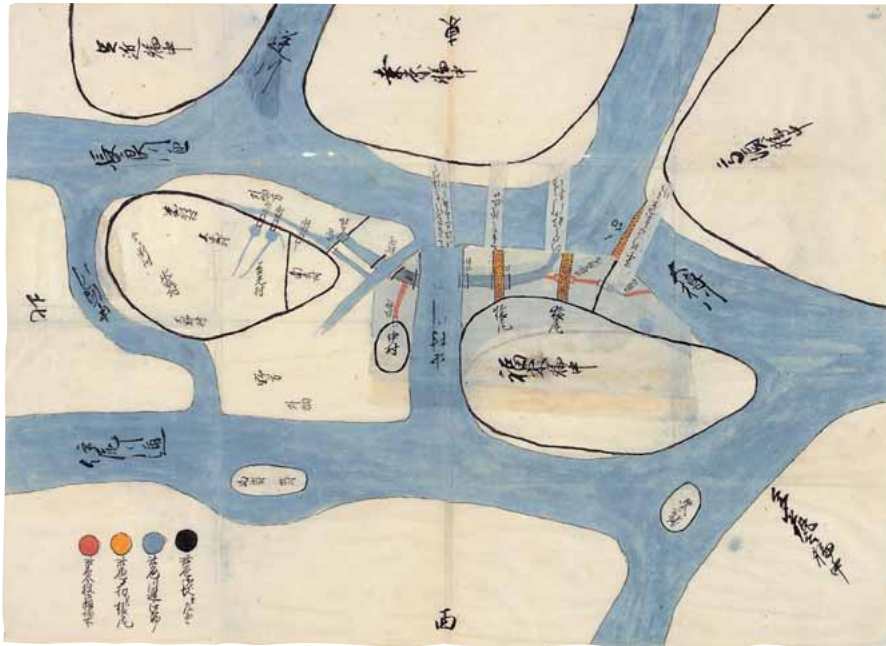


86.4 × 61.5 cm

40 鹿絵図面（森部輪中大樽川洗堰下江堀継伏樋願絵図）

〔文政十三年（一八三〇）〕

大樽川洗堰の影響で水位が上昇し、排水が困難となった森部輪中では、巧みな技術で中村川の下に樋を埋め（伏越）、川下への排水路の延長（江下）を行ったが、それも効果が薄れてきたため、さらに福東輪中猿尾を伏越し、江下して大樽川へ排水しようと計画した。



56.0 × 40.4 cm

41 乍恐以書付奉願上候（森部輪中伏越江下反对願書）

文政十三年（一八三〇）

森部輪中の計画に対し、大樽川洗堰組合は、洪水時に、伏越樋や江筋が吹き抜け、大災害になる危険性を指摘して反対したため、計画は頓挫した。なお、一九七六年豪雨で旧森部輪中の堤防が決壊した折、古地図の樋門跡と決壊場所が一致したことがあり、組合側の主張も理解できる。古地図にはこうした貴重な情報が含まれており、防災をはじめ、さまざまな分野での活用が期待されている。





42 石津郡万寿新田騒立一件

天保六年（一八三五）七月

治水をめぐる対立が深刻化した事件として、万寿騒動一件がある。同年四月の揖斐川洪水で万寿新田の坎樋が壊れ、これは輪中村々が負担した工事を郡代らが着服し、手抜き工事を行ったからであるとして、数千人の農民が蜂起し、関係者の屋敷を打ち毀した騒動。獄門四名ほか、多数の処罰者を出し、郡代もまた江戸に召還される途中で切腹あるいは病死したとされる。大垣での百姓取調ほか、臨場的な記述もある興味深い記録。



43〔濃州・勢州川々御普請所絵図〕

天保六年（一八三五）十月

万寿騒動の直後、普請目論見が行われ、大規模な手伝普請が実施された。これは、万寿騒動の沈静化を図ったものとの評もあるが、その巡回時に用いられた絵図。

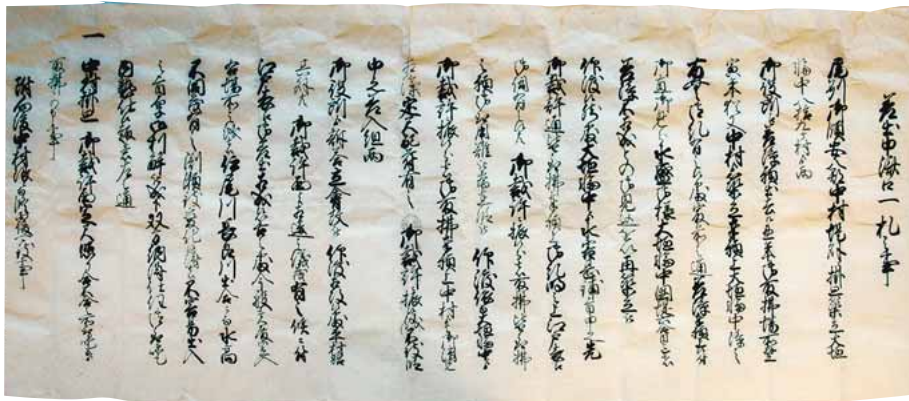


62.4 × 43.2 cm

44 差出申濟口一札之事

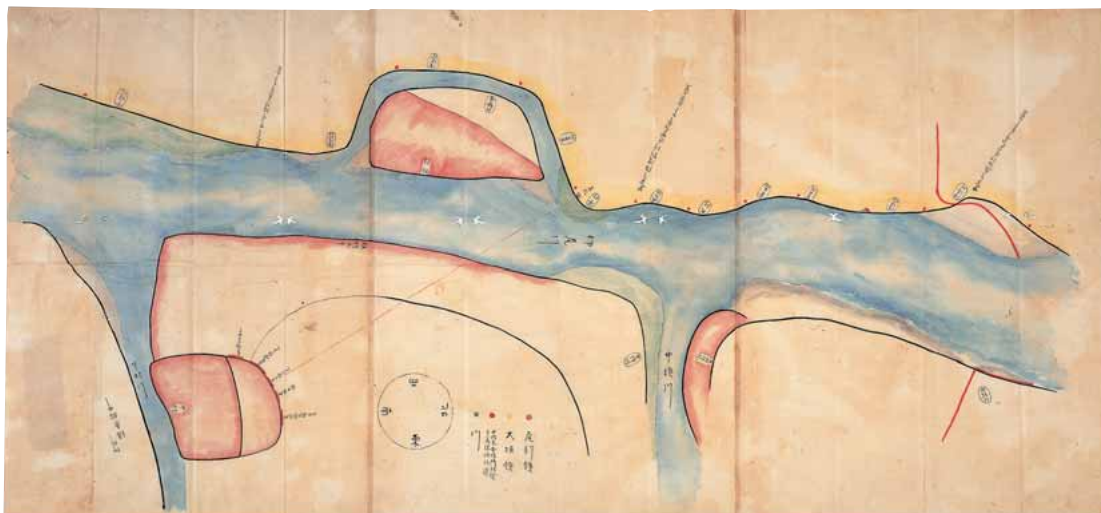
天保十二年(一八四一)十一月

揖斐・長良・中村の三川に囲まれた中村は、元来地高で囲堤を不要としたが、宝曆治水後の水位上昇に対し、周辺輪中との争論を経て安永六年(一七七七)には居村の囲堤を完成させ、さらに堤外まで輪中を拡大しようとして大垣輪中と対立した。



45 [中村堤外掛廻築立につき内済絵図]

[天保十二年(一八四一)十一月]



44.4 × 96.5 cm



〔主な参考文献〕

- 岐阜県『岐阜県治水史』上・下巻 1953年  
岐阜県『岐阜県史 史料編 近世五』1969年  
名古屋大学附属図書館『高木家文書目録』1980年  
丸山幸太郎『幕藩制解体過程の農村』1982年  
安藤萬壽男『輪中 - その形成と推移』大明堂 1991年  
伊藤安男『治水思想の風土 - 近世から近代へ』古今書院 1994年  
大熊 孝『川がつくった川 人がつくった川』ポプラ社 1995年  
伊藤忠士編『宝暦治水御用状留』宝暦治水史料研究会 1996年  
中村太士『流域一貫 - 森と川と人のつながりを求めて』築地書館 1999年  
西田真樹「川徐と国役普請」『講座日本技術の社会史6 土木』日本評論社 1984年  
笹本正治・桐原千文「高木家文書にみる水論と治水」  
『木曾三川 - その流域と河川技術』建設省中部地方建設局 1991年  
原 昭午「近世の治水」『木曾三川流域誌』建設省中部地方建設局 1992年  
伊藤孝幸「近世における木曾三川での治水」『岐阜史学』88 1995年  
羽賀祥二「治水の神の誕生 - 宝暦薩摩義士と木曾三川流域」『歴史学研究』742 2000年  
知野泰明・大熊 孝「木曾三川宝暦治水史料にみる「見試し」施工に関する研究」  
『土木史研究』22 2002年  
秋山晶則「木曾三川流域治水史再考」『名古屋大学附属図書館研究年報』1 2003年

実行委員

伊藤義人（委員長） 逸村 裕  
秋山晶則 山下洋一  
北村明久 臼井克己  
郡司 久 伊藤哲谷  
藪本大明 蒲生英博  
大澤 剛

本文執筆 秋山晶則

調査協力

石川 寛 市田 靖  
斎藤夏来 佐藤里映子  
清水禎子 高木貞勝  
筒井 稔 長屋隆幸  
船戸公子 森川勝之助  
山中雅子  
愛知県教育委員会  
海津町歴史民俗資料館  
岐阜県上石津町教育委員会  
上石津町郷土資料館  
岐阜県歴史資料館

名古屋大学附属図書館 2004年秋季特別展

川とともに生きてきた

東高木家文書にみる木曾三川流域の歴史・環境・技術

会 期 2004年10月29日（金）～11月12日（金）

会 場 名古屋大学附属図書館4階 展示室

主 催 名古屋大学附属図書館・附属図書館研究開発室

後 援 岐阜県上石津町教育委員会 愛知県教育委員会 岐阜県教育委員会

三重県教育委員会 名古屋市教育委員会

名古屋大学附属図書館 2004年秋季特別展

---

## 川とともに生きてきた

東高木家文書にみる木曾三川流域の歴史・環境・技術

---

**発行日** 2004年10月28日

**編集・発行** 名古屋大学附属図書館・附属図書館研究開発室

〒464-8601名古屋市千種区不老町

TEL 052-789-3667 FAX 052-789-3693

<http://www.nul.nagoya-u.ac.jp>

---

©名古屋大学附属図書館